



鳥取県公報

平成 22 年 11 月 2 日 (火)
第 8 2 4 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (638) (東部総合事務所県民局) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (639) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (640) (〃) 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (641) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	土地改良区の役員の就退任 (642) (西部総合事務所農林局) 3
◇ 公 告	生産事業者講習会の開催 (森林・林業総室) 4
	駐車監視員資格者講習の実施 (警察本部交通指導課) 5
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (病院局総務課) 6

告 示

鳥取県告示第638号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年12月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年11月2日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成22年10月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アプローズ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

護田 裕子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域にあって様々な生きにくさを抱えている方を対象に、相談や生活支援をはじめ体験・交流の場を提供し、人と人または資源と資源の間を円滑に「繋ぐ」役割を担い、誰もが認め合い助け合いながら安心して健やかに暮らせる地域作りに寄与することを目的とする。

鳥取県告示第639号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年11月2日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社桃香苑	株式会社桃香苑訪問介護ステーションももの家	鳥取市用瀬町鷹狩3-5	平成22年10月26日	訪問介護

鳥取県告示第640号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年11月2日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社桃香苑	株式会社桃香苑訪問介護 ステーションももの家	鳥取市用瀬町鷹狩 3-5	平成22年10月26日	介護予防訪問 介護

鳥取県告示第641号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年11月2日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
特定非営利活 動法人つなで	日野郡日南町 丸山198-1	つなで	日野郡日南町生山 834-1	就労継続支援 B型	平成22年11月 1日

鳥取県告示第642号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり稲光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年11月2日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事	池 田 満 正	西伯郡大山町平295
〃	大 塚 智	西伯郡大山町神原149
〃	金 田 一 男	西伯郡大山町中高16
〃	岡 田 輝 伸	西伯郡大山町神原219-2
〃	瀬 尾 登志子	西伯郡大山町野田243
〃	梅 実 茂 良	西伯郡大山町清原151
〃	中 西 俊 彦	西伯郡大山町唐王705
〃	谷 野 謙 一	西伯郡大山町上万448
〃	山 根 秀 之	西伯郡大山町上万743
〃	水 野 允 昭	西伯郡大山町稲光73-1
〃	山 根 毅 朗	西伯郡大山町稲光76
〃	田 中 一 義	西伯郡大山町荘田647
〃	大 場 充	西伯郡大山町妻木352

平成21年5月4日退任

監 事	汐 田 博 史	西伯郡大山町妻木467
〃	畑 中 尚 之	西伯郡大山町唐王717-1

平成20年4月19日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	池 田 満 正	西伯郡大山町平295
〃	角 田 直 史	西伯郡大山町神原173
〃	金 田 一 男	西伯郡大山町中高16
〃	岡 田 輝 伸	西伯郡大山町神原219-2
〃	瀬 尾 登志子	西伯郡大山町野田243
〃	梅 実 茂 良	西伯郡大山町清原151
〃	中 西 俊 彦	西伯郡大山町唐王705
〃	谷 野 謙 一	西伯郡大山町上万448
〃	山 根 秀 之	西伯郡大山町上万743
〃	水 野 允 昭	西伯郡大山町稲光73-1
〃	山 根 毅 朗	西伯郡大山町稲光76
〃	西 川 雄 司	西伯郡大山町荘田95
〃	大 場 兵 輔	西伯郡大山町妻木683

平成21年6月21日就任 任期4年

監 事	汐 田 博 史	西伯郡大山町妻木467
〃	畑 中 尚 之	西伯郡大山町唐王717-1

平成20年6月15日就任 任期4年

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成22年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年1月17日（月）午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 鳥取市河原町稲常113 鳥取県農林総合研究所林業試験場

3 科目及び時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成22年12月17日（金）までに住所地を管轄する総合事務所農林局を經由して知事に提出すること。

5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公告する。

平成22年11月2日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 期日及び場所

区 分	日 時	場 所	内 容
講 義	平成23年1月11日（火）及び 同月12日（水）の午前9時から 午後5時10分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部3階 第7会議室	道路の交通に関する法令の知識その他 置車両の確認及び標章の取付けを適正に 行うために必要な技能及び知識に関する 講義
修了考査	平成23年1月19日（水）午前 9時30分から午後0時30分 まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部4階 第9会議室	講習事項の内容の理解を確認するための 筆記試験（正誤式50問）

2 持参する物

印鑑（修了考査日のみ）、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

3 受講申込手続

(1) 受講申込書の交付等

鳥取県内の各警察署交通課において交付する。ただし、インターネットによる場合は、鳥取県警察ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/police/>）から入手することができる。

(2) 受講申込書の提出等

ア 提出先

鳥取県内の各警察署交通課

イ 提出方法

受講申込者が受講申込書（裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真をちよう付するものとする。）を持参すること。ただし、法人が受講申込者の受講申込書を取りまとめて一括して提出する場合は、当該受講申込者からの委任状を添えること。

ウ 受講手数料及びその納付方法

(ア) 受講手数料 19,000円

(イ) 納付方法

(ア)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受講申込書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、納付された受講手数料は、返還しない。

(3) 受講申込書の受付期間

平成22年11月10日（水）から同年12月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

4 その他

3の(3)の受付期間中であっても受講定員（50人）に達したときは、受講の申込みの受け付けを締め切る場合がある。

5 問合せ先

鳥取県警察本部交通部交通指導課

電話 0857-23-0110(代)

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年11月2日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立厚生病院物品調達管理業務 一式

(2) 調達案件の仕様

物品調達管理業務基本仕様書による。

(3) 履行期間

契約の日から平成26年3月31日まで（ただし、契約の日から平成23年3月31日までは準備期間とし、同年4月1日から本稼働とする。）

(4) 履行場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行う。

イ 入札金額は(1)に掲げる業務に必要な機器等に係る金額を含めた額を記載すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 予算額

51,408千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成22年11月2日（火）から同年12月14日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成22年11月2日（火）から同年12月14日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、この競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成22年11月16日（火）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床を300床以上有する病院から物品調達管理業務（以下「同種業務」という。）を受注し、完遂した実績を有すること。

カ この競争入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後のかし担保責任

(サ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局管財課

電話 0858-22-8181（内線2222）

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成22年11月2日（火）から同月12日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81952>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成22年11月2日（火）から同月12日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭

和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年12月14日(火)午前11時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。)
鳥取県立厚生病院大会議室(外来・中央診療棟5階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び2の(1)のオの実績に係る書類を、4の(1)の場所に平成22年11月15日(月)午後5時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す入札関係書類を、4の(1)の場所に平成22年11月22日(月)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内において入札を行った者であること。

(2) 提案書の内容について、別記「落札者決定基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。

(3) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)を与える。なお、価格点の上限は、100点とする。

価格点=100点×(1-入札価格×1.05/予定価格)

(4) (2)及び(3)により算出された加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

- (5) 加点及び価格点の合計点数が最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 手続における交渉の有無
無
- (5) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A system of supply processing and distribution
- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 4 :00 PM, 16 November, 2010
- (3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5 :00 PM, 15 November, 2010
- (4) Time-limit for the submission of tenders : 11:00 AM, 14, December, 2010
Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM, 14, December, 2010
- (5) Please contact : Medical Information Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital, 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL 0858-22-8181 ex. 2222

別記 落札者決定基準

(単位：点)

評価の内容(考え方)	提案を求める内容	主な評価基準	加点の上限
1 共通事項	(1) 業務全般の院内及び院外における体制 (2) 病院との協議、意見交換等 (3) 院内倉庫の活用(SPD倉庫も含む) (4) 物流管理システムと受託業者のシステムとの連携 (5) 代行業者の実績 (6) 大事故発生時や災害時における物品供給の体制	・業務に係る人員が確保されており業務が確実に遂行できること。 ・業務について病院との協議、意見交換等の実施計画を有すること。 ・スペースを有効活用できていること。 ・バックアップ体制がとられていること。	100
2 調達業務	(1) スケジュール及び体制 (2) 定数管理対象物品の範囲 (3) 休日夜間及び緊急時の体制 (4) 年末年始及び休日が3日以上継続する場合のスケジュール及び体制 (5) 同等品・類似品等の有用な提案方法 (6) 新規採用物品の単価及び締結済物品の単価を変更する場合の単価算出方法	・具体的なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。 ・電子カルテ実施入力漏れを防ぐ支援業務を構築していること。 ・使用頻度が低い物品でも定数管理対象物品となっていること。 ・同等品・類似品等の提案方法が具体的に実行可能な内容となっていること。 ・単価の算出方法が合理的な算出方法となっており、コスト削減効果があること。(条件：現行以上の値引率)	200
3 納品検収業務	スケジュール及び体制	・具体的なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	50
4 搬送業務	(1) スケジュール及び体制 (2) 各部署における物品の補充方法 (3) 術式・処置別キットの作成	・具体的なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。 ・病院業務に支障がなく、利便性の優れた内容であること。	150
5 在庫管理業務及び倉庫管理業務	(1) スケジュール及び体制 (2) 院内倉庫の在庫品 (3) 各部署の定数基準等 (4) 委託業務期間満了時における預託在庫品 (5) 有効期限チェック方法 (6) 整理整頓	・具体的なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。 ・在庫物品の範囲、適正在庫の考え方が明示され、病院にとって利便性に優れていること。 ・病院業務に支障がなく利便性の優れた内容であること。 ・合理的な有効期限チェック方法が明示されていること。 ・職員の負担が軽減されていること。	200
6 消費管理(分析)業務	(1) スケジュール及び体制 (2) 改善提案の具体例 (3) 請求漏れ防止、差異原因追求方法 (4) 消費管理	・具体的なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。 ・改善提案の内容が病院にとって有効であり、合理的な方法であること。 ・医療安全を考慮した運用であること。 ・方法が具体的に実行可能な内容となっていること。 ・病院にとって有用な内容であり、実行可能であること。	150
7 システム管理業務	システム管理体制	・適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	50
8 棚卸業務	(1) スケジュール及び体制 (2) 職員に対する支援	・スケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。 ・在庫量の推移を的確に把握できる体制であること。 ・職員の負担が軽減されていること。	200
9 クレーム処理業務	不具合発生時対応	・適切な人員が確保されていること。	50
10 準備業務	(1) スケジュール及び体制 (2) 病院所有在庫品との切り替え	・準備業務が具体的に明示されていること。 ・妥当なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。 ・病院業務に支障がなく、利便性の優れた内容であること。	50
小計			1,200
11 購入実績に対する金額	購入実績に対する金額	・より安価であること。(総額の上限305,823,720円) ・総額の上限より1パーセント金額が下がるとに20点ずつ加算する。	設けない